

第三十四回国会 衆議院 農林水産委員會議録 第二十七号

昭和三十五年五月十一日(水曜日)

午後二時二十三分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事秋山 利恭君 理事田口長治郎君

理事永田 亮一君 理事丹羽 兵助君

理事本名 武君 理事角屋堅次郎君

理事芳賀 貢君 理事小平 忠君

今井 耕君 倉成 正君

坂田 英一君 笹山茂太郎君

中馬 辰猪君 野原 正勝君

松田 鐵藏君 保岡 武久君

赤路 友藏君 薮ヶ久保重光君

足鹿 覺君 石田 宥全君

中澤 茂一君 西村 閑一君

日野 吉夫君 松浦 定義君

山田 長司君 神田 大作君

中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 小枝 一雄君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長)

農林事務官 伊東 正義君

(農地局長)

農林事務官 増田 盛君

(振興局長)

委員外の出席者

農林事務官

(農林経済局農

業協同組合部

酒折 武弘君

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局参事官)

専 門 員 岩隈 博君

五月六日

委員角屋堅次郎君辞任につき、その

補欠として柏正男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員柏正男君辞任につき、その補欠として角屋堅次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事角屋堅次郎君同月六日委員辞任につき、その補欠として角屋堅次郎君が理事に当選した。

同日

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

農業災害補償制度改正に関する請願(石田宥全君紹介)(第三二二五号)

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(坂田英一君紹介)(第三二九一号)

農業災害補償制度改正に関する請願(高橋清一郎君紹介)(第三三九二号)

同(亘四郎君紹介)(第三四三八号)

同(渡邊良夫君紹介)(第三五二二二号)

果樹農業振興特別措置法案の成立促進に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三四三三三号)

農産物加工のための試験研究機関強化に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三四三三三号)

枕崎漁港を特定第三種漁港に指定の請願(上林山榮吉君紹介)(第三五二二二号)

同(河野孝子君紹介)(第三二四九号)

同(佐藤瀧次郎君紹介)(第三二五〇号)

五月六日

農業災害補償法の一部改正に関する陳情書(日上市議会議長井上清一)(第七一六号)

同(鳥取県議会議長森本繁蔵)(第七一七号)

同(喜多方市議会議長芥川良雄)(第七七六号)

貿易自由化に伴う大豆及び菜種の価格安定に関する陳情書(福岡県議会議長曾我兼(第七一八号)

貿易自由化に伴う農業対策の確立に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第七七四号)

同(高松市北浜町一丁目七番地香川県農業協同組合中央会長松本千蔵)(第七七五号)

同(三重県議会議長野呂恭一)(第八六七号)

秋田県内国有林の分取措置に関する陳情書(秋田県議会議長中田直敏)(第七七七号)

営農指導員設置費の国庫補助に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第七七九号)

貿易自由化に伴う農業対策の確立等に関する陳情書(長崎市榎島町又三十五番地長崎県農業協同組合大会実行委員会委員長高木隆虎)(第七八〇号)

農地法の一部改正等に関する陳情書(高知県香美郡香我美町山北六百五十番地近森一正外五十八名)(第八一一号)

児島湖締切堤とう、無料開放に関する

陳情書(岡山市北浦七百六番地児島湖堤塘無料開放光南台地区期成同盟会長近藤秀男)(第八二三号)

結晶ぶどう糖工業の育成に関する陳情書(茨城県議会議長倉川五郎)(第八八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

果樹農業振興特別措置法案(内閣提出第四五号)

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草に関する

件

○吉川委員長 これより會議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事角屋堅次郎君は去る五月六日委員を辞任されましたが、本日委員に選任されており、この際委員長において同君を再び理事に指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、角屋堅次郎君を理事に指名いたしました。

○吉川委員長 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件についてお諮りいたします。

本件について、委員各位のお手元に配付いたしてあります通りの草案を得ております。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による農業振興計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の内容によつて定まる。昭和三十六年度において要土地改良事業量の二割程度の事業を実施し、かつこれと均衡のとれた他の営農改善施設事業を実施するものとすれば、その所要額は、約七十億円程度の見込みである。

○吉川委員長 草案の趣旨説明は省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議なしと認め、そのようにいたします。

本草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二により、内閣に対し、意見を述べべる機会を与えます。小枝農林政務次官。

○小枝政府委員 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する政府の意見を申し述べたいと存じます。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の有効期限の五カ年延長については、渥田単作地帯農業改良促進法等他の特定農業地域法との関連を勘案いたしまして、なお検討の余地があると考えますので、にわかに賛成いたしがたいのであります。本法による農業振興計画の実施の状況にかんがみまして、同法の有効期限を延長することは適切と考へるので、政府といたしましてはこの機会に積雪寒冷単作地帯の振興について一その意を用いることにいたしましたと考えております。

○吉川委員長 お手元に配付してあります積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案の草案を本委員会のご成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よつて、委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

ただいまの積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案に關

する提出手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議なしと認め、さう決定いたします。

○吉川委員長 農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農地法の一部を改正する法律案 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二から第三号の二まで、第四号、第四号の二及び第五号」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合
二の三 次に掲げる要件のすべてをみたす法人(以下「適格法人」という。)以外の法人が使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする場合
イ その法人の事業が農業及びこれに附帯する事業に限られること。
ロ その法人を組織する者(合名会社、合資会社又は有限会社の社員及び株式会社株主を含む。以下「構成員」という。)は、すべて、その法人に

農地若しくは採草放牧地を貸し付けている個人であるか、その法人に農地若しくは採草放牧地を貸し付けるためこれらの土地につき使用貸借による権利若しくは賃借権の設定に關し前項若しくは第七十三条第一項の許可の申請をしてい個人(当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地をその法人に貸し付けることが確實と認められる個人を含む)であるか、又はこれらの世帯員であるか、いずれかであること。
ハ その法人の構成員(省令で定めるものを除く)は、すべて、その法人の事業に常時従事する者(前条第六項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなる)と農業委員会が認められたものを含む。以下この号において「専従者」という。であるか、又は省令で定める一定期間内に専従者となることが確實であると認められる者であるか、いずれかであること。
第三條第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第二号に掲げる権利を取得しようとする者(適格法人を除く。)」に改め、同号の次に次の二号を加える。
三の二 第二号の三に掲げる権利を取得しようとする適格法人が耕作の事業に供すべき農地の面積とその農地以外の農地でその法人の構成員又はその世帯員が耕作又は養畜の事業に供すべきもの及びこれらの者が所有する小作採草放牧地であるものの面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県に於いて前号に規定する別表で定める面積にその法人の構成員の属す

積とその農地以外の農地でその法人の構成員又はその世帯員が耕作の事業に供すべきもの及びこれらの者が所有する小作地であるものの面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県に於いて前号に規定する別表で定める面積にその法人の構成員の属す

る世帯の数を乗じて得た面積をこえることとなる場合

四の三 第二号の三に掲げる権利を取得しようとする適格法人が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地である法人の構成員及びその世帯員以外の者がその法人に貸し付けるもの面積が、その取得の結果、その法人が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の二分の一をこえることとなる場合

第三号第二項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「適格法人を除く。」を加え、同項第六号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及びその土地の所有者又はその世帯員が構成員となつている適格法人に貸し付けようとする場合」を加え、同項第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及びその土地の小作農又はその世帯員が構成員となつている適格法人に貸し付けようとする場合」を加える。

第三号に次の一項を加える。
5 第二号第二号の三ハの要件をみたすかどうかを判定する場合において、法人の構成員がその法人の事業に常時従事する者であるかどうかの基準は、省令で定める。

第六号第六項中「及び第六号」を「第六号及び第八号」に改める。
第七号第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 適格法人の構成員又はその世帯員が所有し、かつ、その法人に貸し付けている小作地又は小

作採草放牧地である所有者の住所のある市町村の区域内にあるもの

第七号に次の二項を加える。
3 第一項第八号の規定の適用については、適格法人の構成員又はその世帯員が所有し、かつ、その法人に貸し付けている小作地である所有者の住所のある市町村の区域の外にあるものうちその貸付け前省令で定める一定期間その所有者又はその世帯員が耕作していたものは、その所有者がその一定期間引き続き有していた住所のある市町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある市町村の区域内にあるものとみなす。

4 前条第三項の規定は、第一項第八号及び前項の規定の適用について準用する。この場合において、前項の規定の適用については、前条第三項中「その所有する小作地又は小作採草放牧地」とあるのは「その事由の発生する直前の住所」と、「ないものは、」とあるのは「ないもの又ははなかつたものは、それぞれ」と、「あるもの」とあるのは「あるもの又はあつたもの」と読み替へるものとする。

第九号第一項中「小作地又は小作採草放牧地を」を「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」を「相当するものにつき」に、

「他の者に譲渡しないとき」を、譲渡しをしないとき（第七号第一項第八号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するものでなくなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は貸借の更新をし、若しくは貸借の更新をしない旨の通知をしないとき）に改め、「第三号第一項」の下に「又は第二十号第一項」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。
第十五条の二 第三号第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が適格法人に貸し付けた場合において、その法人が適格法人でなくなつたとき、又はその所有者及びその世帯員のいずれもがその法人の構成員でなくなつたときは、国が当該小作地又は小作採草放牧地を買取る。

2 農業委員会は、前項の規定による買取をすべき小作地又は小作採草放牧地があると認めるときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなればならぬ。この場合には、第八号第二項の規定を準用する。

一 その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名及び住所
二 その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
三 その他必要な事項

3 前項の規定により公示された小作地又は小作採草放牧地の所有者が、その公示に係る小作地又は小作採草放牧地につき、第九号第一項本文に規定する期間内に、省令で定めるところにより、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は貸借の更新をし、若しくは貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該小作地又は小作採草放牧地については、国は、第一項の規定による買取をしない。当該期間内に第二十号第一項の規定による許可の申請がある、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、不許可の処分があるまでは、同様とする。

4 第十号から第十四号までの規定は、第一項の規定による買取をする場合に準用する。
第十七条中「第十五条第二項」の下に「第十五条の二第四項」を加える。

第二十条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 賃借人である適格法人が適格法人でなくなつた場合及び賃借人である適格法人の構成員となつていない賃借人又はその世帯員がその法人の構成員でなくなつた場合

第三十六号第一項中「若しくは第十五号第一項」を「第十五号第一項若しくは第十五号の二第一項」に改める。
第七十八号第一項中「第十五号第一項」の下に「第十五号の二第二項」を加える。

「項」の下に「第十五号の二第二項」を加える。
第八十号第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

第八十五号第一項第二号中「第十五号第二項」の下に「第十五号の二第四項」を加える。
第八十七号第一項中「若しくは第十五号」を「第十五号若しくは第十五号の二」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第八号第一項第二号中「前号」を「前二」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農地法第三号第二項第二号の三に規定する適格法人の構成員（同号に規定する構成員をいう。）で、その者又はその同居の親族若しくはその配偶者がその法人に貸し付けている農地の面積（これらの者が耕作の業務を営む農地がある場合には、その農地の面積を加えた面積）が、前号に規定する面積となるもの（同号の者を除く。）

第十号第三項中「農地の面積」の下に「第八号第一項第二号の規定による選挙人については、その者に係る同号に規定する農地の面

積)を加え、同項ただし書中「第八條第一項第二号」を「同項第三号」に改める。

3 有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農家」を「農家(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項第二号の三に規定する適格法人を含む。以下同じ。)」に改める。

4 土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5 果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。
三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項第二号の三に規定する適格法人たる果樹農業者(農林省令で定めるものを除く。)

理由

農業の経営を法人組織により行なおうとする最近の動向にかんがみ、これに即応するための措置として、法人が農地等の使用及び収益の権利を取得する場合の許可の基準につき、一定の要件に適合する法人でなければ当該権利を取得できないこととする等の改正を行ない、その法人に貸し付けられた小作地につきその保有限度を拡大し、あわせて、その法人が一定の要件に適合しなくなつ

た場合の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「名称中には、農業協同組合」の下に「(第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合にあつては、農業生産協同組合)」を加え、同條第二項中「名称中に農業協同組合」の下に「農業生産協同組合」を加える。

第十條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第四項中「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する事業として行なうものを除き、農業協同組合は、農業の経営及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

第十二條第一項第四号中「農民の組織する」を「農民が主たる構成員又は出資者となつて」に改める。

第三十條第二項中「五人以上」の下に「(第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合にあつては、三人以上)」を、「二人以上」の下に「(同項に規定する事業のみを行なう農業協同組合にあつては、一人以上)」を加える。

第五十二條第二項中「利用分量の割合」の下に「又は組合員が事業に従事した程度」を加える。

第五十五條及び第五十七條第二項中「十五人以上」の下に「(第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合にあつては、五人以上)」を加える。

第六十四條第四項中「十五人未満」の下に「(第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合にあつては、五人未満)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に農業生産協同組合という文字を用いている者は、この法律の施行後一年以内はその名称を変更しなければならぬ。

3 改正後の第四條第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「農業協同組合」の下に「(農業協同組合法第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加える。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。
第七十二條の第十八項及び第七十二條の二十二條第四項第一号中「農業協同組合」の下に「(農業協同組合法第十條第二項に規定する事業のみを行なう農業協同組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加える。

6 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「農業協同組合」の下に「(法人税法第九條第七項の規定の適用を受けない農業協同組合を除く。以下第五十九條第一項において同じ。)」を加える。

理由

農業の経営を法人組織により行なおうとする最近の動向にかんがみ、これに即応するための措置として、農業協同組合が農業の経営を行なうことができるものとするとともに、農業の経営のみを行なう農業協同組合の設立に必要な発起人の最低数を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地改革及び農業協同組合法の制定は、農村における民主的傾向の促進、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかることを期して行なわれたのでありますが、自來十余年、最近におきまして、農民みずからの創意によりまして、農業経営の合理化をはかるために法人組織による農業経営を行なうこと、すなわち、自來十余年、最近におきまして、農民みずからの創意によりまして、農業経営の合理化をはかることとする動きが高まっております。このように農民みずからの創意によりまして農業経営の合理化をはかることとする動きが高まっております。農地改革や農業協同組合に関する施策の効果の現れと見ることもできると存するものであります。また、一面におきまして、現行の農地法、農業協同組合法等は、このような法人組織による農業経営の発生を予想しておりませんことから、これに対応する規定を欠いておりますために、これらの動きは、これら現行の法制の整備を要請しているものと見ることができるとであります。

すなわち、農地法は、農地改革の成果を維持することを主眼といたしまして、農地の権利移動の統制をし、小作地の所有制限をし、その他小作関係の調整をいたしておりますが、法人組織による農業経営を行なうとする場合に、これらの統制規定をどのように適用すべきかにつきましては必ずしも明確ではないのであります。また、農業協同組合法につきましても、生産の全面的な共同化を内容とする農業経営を農業協同組合が行なうことは認められず、その構成人員の最低限度を十五人としておりますことは、農業協同組合

○吉川委員 長、まず、政府に提案理由の説明を求めます。小枝政務次官。
○小枝政府委員 農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

が農業経営を行なう場合の最低限度として必ずしも適当でないと考えられます。

以上の点にかんがみまして、この際、農民の創意を生かし、現行法の原則に沿って法人組織による農業経営が行なえるよう、早急に関係法律の規定を整備したいというのが、今回両法案を提出いたしました主目的でございます。

次に法案の主要点を御説明いたしますと、まず、農地法の一部を改正する法律案につきまして、第一に、法人が農地の使用収益権を取得する場合の許可基準でございますが、実質的に自作農の延長発展と見られるような法人に限り許可を行なうことが適当であるという考えから、試験研究または農事指導の用に供する等相当の事由がある場合を除きましては、一定の要件を満たす法人、すなわち、その法人の事業が農業及びこれに附帯する事業に限られ、その法人の構成員となる農民はすべてその法人に農地を貸し付けかつすべてその法人の事業に常時従事する者であるという要件を満たす法人に限りまして許可を行なうこととしております。また、法人組織をとることによりまして、土地の兼併とか、実質的な不在地主の発生とか、あるいは小作料統制の逸脱等、農地法の基本原則に反する事態を招くことのないよう、これを未然に防止するという趣旨のもとに、取得し得る権利の種類は、試験研究または農事指導の用に供する等相当の事由がある場合を除きましては、賃借権及び使用貸借による権利に限定しております。そして、要件を満たす法人につきましては、農地の借り受けの最高

制限面積をその構成員の属する世帯の敷に応じて引き上げることとしたこととしております。

第二に、小作地の保有限度に關してでございますが、要件を満たす法人の構成員が所有しかつその法人に貸し付けている農地は、法律上小作地ということになりまして、現行法では在村一町歩という保有限度に制約されるのでありますが、このような農地は、これを一般の小作地と同様の取り扱いとすることは適当ではございませんので、この保有限度の例外とする措置をとることとしております。

第三に、要件を満たす法人が許可後においてその要件を欠くに至りました場合またはその法人の構成員が構成員でなくなつた場合の措置でございますが、このような場合にはその法人に農地を貸し付けております構成員が貸付地を引き揚げましてものと自作農に戻りますことが妥当であろうという考え方のもとに、貸付契約の解約等をいたします場合の許可の基準を整備することといたし、一定期間内にその解約等が行なわれないうような場合で、その貸付地が農地改革により創設された土地でありますとかまたは在村一町歩の小作地の保有限度を越えるものでありまつか、かような場合には、国がこれを買取することとしております。

以上農地について御説明申し上げましたが、採草放牧地につきましてもこれと同様の取り扱いをすることとしております。

なお、以上の農地法の改正に伴いまして、要件を満たす法人の構成員等には農業委員会の委員の選挙権及び被選挙権を与え、また、果樹農業振興資金

や有畜農家創設事業の施策を要件を満たす法人に対しても行ない得るよう、附則で関係法律の規定を整備することとしております。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして主要点を御説明いたしますと、第一に、農業協同組合が農業経営を行なうことができることとしております。現行法のもとでは、農業協同組合は組合員たる農家の個別経営を育成することを目的とし、その個別経営に便益を供するために、採種圃、雑畜共同飼育菜園等の農業経営を行なうことができるのであります。最近見られますような農業の経営を法人組織により行なつて農業生産の合理化をはかるうとする要請にこたへるには、農業協同組合が独立の事業主体として組合員の協同のもとに農業の経営を行なう道を開くことが必要であります。

次に、組合員の数につきましては、現行法のもとでは、農業協同組合の設立には組合員が十五人以上必要とされておりますが、当面農業経営の共同化の予想されますのは二戸・三戸といつた小規模な地縁的または血縁的な結合に基づく団体も多いと考えられますので、農業経営のみを行なう農業協同組合に限りその設立に必要な組合員の最低数を引き下げる等の措置を講ずることとしております。

なお、農業経営のみを行なう農業協同組合は、その名称を農業生産協同組合とするによりまして農業経営のみを行なうものであることを明らかにすることとしております。

以上が両法案のおもな内容でございますが、なお、農地法の一部改正を行なうに際しまして、次の改正を一点つけ加えております。すなわち、かねて国により買収され現在自作農創設特別措置特別会計に所屬する土地等で、自作農創設または土地の農業上の利用の増進という買収の目的を喪失したものの旧所有者への売り払いは、現行法では旧所有者一代限りとなつておりますが、町村合併の促進や宗教法人の組織がえが国の政策として推進されたことにかんがみまして、これらの一般承継人に対してもこの売り払いを行なうことが現行法の趣旨を生かすゆえんであると存じますし、また、個人につきましても法人との均衡をとる必要があると考えますので、この際この売り払いの対象を旧所有者の一般承継人にまで拡大することとしたのであります。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の内容は、おおむね以上の通りでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

○吉川委員 ただいま提案理由の説明のありました両法案に対する質疑は後日に譲ります。

○吉川委員 果樹農業振興特別措置法案については政府に詳細なる説明を求めます。増田振興局長。

「資料がないじゃないか」、「あしたにしよう」と呼び、その他発言する者多し」

○吉川委員 本案につきましては、資料が間に合いませんから、明日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。午後二時四十分散会

昭和三十五年五月十三日印刷

昭和三十五年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局